

平成31年3月号

## 労働法講演会開催のご案内

昨年「働き方改革関連法」が成立しました。この関連法は、8本の労働法の改正から成っており、中小企業の労働の現場に与える影響が大きく、取り組みが急がれるものもあります。まず本年4月から有給休暇の付与義務が、そして大企業では時間外労働の上限規制が始まります。このため先端労働法講演会では、昨年に引き続き、テーマを「働き方改革パート3」としました。今年も、労働分野に強い久屋総合法律事務所のご協力も得て、実際の労働の現場で起きていることを学びます。

講演会は、昨年同様、身近で分かり易い講演会にする所存です。今回も、労働の現場で相談が多い問題を取り上げる予定です。ご多忙中とは存じますが、多数のご出席を頂きたくご案内申し上げます。

### 記

日時：平成31年6月12日（水） 受付 午後1時45分  
開始 午後2時00分～4時15分  
会場：長良川国際会議場4F大会議室 岐阜市長良福光2695-2 TEL 058-296-1200  
参加費：無料  
演題：経営者のための先端労働法 ー働き方改革と企業人事パート3ー

#### 【特別講師】

弁護士法人久屋総合法律事務所

川崎 修一（弁護士） 弁護士法人久屋総合法律事務所 代表  
愛知大学大学院法務研究科准教授

「続：実際の労働事件の現場から」

昨年と同様に、最近の労働事件の傾向と対策について。実際の労働事件の現場でなにがあり、どのように裁判に影響したか？これまでに取扱った労働事件の中で、経営者や企業担当者が留意すべき事、知っておくべき事は何か？多くの労働裁判の経験からそのポイントを語ります。

#### 【講師】

坂 隆昭（特定社会保険労務士） なぜ、そんなに時間がかかるのか？「深夜勤務は申告しません！」  
働き方改革関連法が順次施行され、大企業については、本年4月1日より時間外労働の上限規制が導入されます（中小企業は来年4月1日～）。改正労働基準法への対応が求められる中、労働契約法に基づく企業側の安全配慮義務という視点も踏まえ、本事例を通して解説します。

右近 弘子（特定社会保険労務士） 「在職中は有給休暇の取得を阻害されていました…」  
全ての企業において、本年4月1日より年次有給休暇の時季指定義務が発生します。労働者の年次有給休暇に対する意識が高まるなか、改正労働基準法への対応を含め、年次有給休暇の適正な取扱いについて、本事例を通して解説します。

## 「無期転換ルール」への対応

昨年のラコン通信2月号で取り上げましたが、有期労働契約で働く方が、無期労働契約への転換を申し込むことができる「無期転換ルール」が、2018年4月から本格的にスタートしています。

「無期転換ルール」とは、2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えた場合、有期契約労働者（契約社員やアルバイトなどと呼ばれる社員）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールのことです。

無期転換の申込みがあった場合、現在の有期労働契約が終了した日の翌日から無期労働契約となるため、例えば、現在の契約期間が3月末までであれば、今年の4月1日から無期労働契約になります。

年度末にかけて、契約更新をする有期契約労働者が増える時期となりますが、無期転換申込権が発生する労働者がいるのかどうか、有期契約労働者の通算契約期間を今一度ご確認いただき、対象者の実態把握を行いましょ。

なお、「無期転換ルール」の適用を意図的に避けることを目的に、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇などを行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立するため、事業主側は断ることができません。

有期労働契約の満了前に、事業主が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

## パートタイム・有期雇用労働法の施行まであと1年

ー 中小企業は2021年施行 ー

パートタイム・有期雇用労働法について、2020年4月1日に施行されるまで、残すところあと1年余りとなりました。中小企業の適用は、2年後の2021年4月1日となります。

パートタイム・有期雇用労働法が施行されると、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と、非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者）との間の不合理な待遇差が禁止されます。

また、非正規社員から求められた場合、正社員との間の待遇差の内容や理由などについて説明する義務が、事業主に課されます。

厚生労働省では、「同一労働同一賃金特集ページ」の中に、自社の状況が法律の内容に沿ったものなのかどうか、事業主が点検できるパンフレット「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」が掲載されています。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf>)

☆ 平成31年度の協会けんぽの健康保険料率は、3月分（4月納付分）からの適用となります。岐阜支部の場合、健康保険料率は（旧）99.1/1000から（新）98.6/1000へ、介護保険料率は（旧）15.7/1000から（新）17.3/1000へ変更となります。なお、健康保険料率は都道府県ごと支部別に異なります。

☆ 当所の担当者より、すでにご案内させて頂いている事業所もあるかと思いますが、今年も6月に労働法講演会を開催させて頂きます。ご出席頂ける場合は、担当者までご連絡下さい。すでにお返事をいただいている場合には、何卒ご容赦ください。

鉛筆子

